

委員長の職務を代理する委員の指名

円山川流域委員会規約 第4条（委員長）について

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

3項の定めに従い、委員長に事故があった場合の職務を代理して頂く委員を予めご指名願います。

委員長代理 _____